

第8章 土砂の埋立て

1 土砂の埋立て等の現状

建設工事などで発生した土砂等の不適正な処理により、土砂の流出や崩落による土砂災害の発生や自然生態系への影響、建設発生土からの有害物質の流出による土壤汚染や地下水汚染などの問題が引き起こされることが懸念されます。

2021（令和3）年7月、静岡県熱海市で大雨に伴う盛土崩落による大規模な土石流災害（以下「熱海市土石流災害」という。）によって、多数の死者・行方不明者や家屋被害など、甚大な人的・物的被害が発生したのは記憶に新しいところです。

2 土砂の埋立て等の規制

様々な問題に対応するため、1980（昭和55）年に千葉県市川市が全国で初めて土砂等の埋立て等に対する条例を制定し、その後徐々に条例制定の動きが広がるなか、1997（平成9）年には千葉県が都道府県では最初となる「千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を制定しました。また2019（平成31）年には、この条例とは別に、再生土の埋立て等の適正化を図るため「千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例」を施行しました。

また、国は甚大な被害が発生した熱海市土石流災害を受け、盛土等による災害を防止するため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的な改正を行い、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）」を制定し、2023（令和5）年5月26日に施行しました。

勝浦市では1997（平成9）年「勝浦市小規模埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を経て、2011（平成23）年9月1日に千葉県条例の適用除外を受け、現行条例である「勝浦市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を施行しました。不適正な土砂等の埋立て等については、市民からの通報や職員によるパトロールなどによる監視を強化しています。

（1）規制の対象

面積が500m²以上のすべての埋立て等が規制の対象となります。

（2）事前協議

面積が3,000m²以上の埋立て等の場合、許可申請前に市と事前協議が必要となります。

（3）土地所有者などの同意

埋立て等を行う区域の土地の所有者及びその土地に係る権利者に対し説明し、同意を得る必要があります。

(4) 近隣住民などの承諾

面積が3,000m²以上の埋立て等の場合、埋立て等を行う区域から500m以内に居住する全世帯の世帯主の1/2以上の承諾及び区域に隣接する土地の所有者全員から承諾を得る必要があります。

(5) 土地所有者の責務

埋立て等を行う事業者に土地を使用させる土地所有者は、埋立て等の内容について十分確認したうえで同意しなければなりません。土地所有者も埋立て等を行う事業者と同等の責任を負うことになります。

図8-1 土砂等の埋立て等の処理フロー

